

JR東日本南武線連続立体交差事業(矢向駅～武蔵小杉駅間)に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、JR東日本南武線連続立体交差事業(矢向駅～武蔵小杉駅間)に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：JR東日本南武線連続立体交差事業(矢向駅～武蔵小杉駅間)
種類：鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良(第2種行為)

2 指定開発行為実施者

名称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
住所：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和6年3月8日(金)

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年3月8日(金)から4月8日(月)まで

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市：幸区役所(1階)・幸区役所日吉出張所(1階)・中原区役所(5階)

環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)

横浜市：横浜市環境創造局環境影響評価課・鶴見区役所

午前8時45分～午後5時(環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで)

※土曜、日曜、祝日は除く。ただし、幸区役所は、第2・4土曜の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

※縦覧開始日(3月8日)は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

窓口：川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-3499

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年3月8日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	名称	JR 東日本南武線連続立体交差事業（矢向駅～武蔵小杉駅間）
	種類	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良（第2種行為）
	実施区域	川崎市幸区塚越3丁目～中原区新丸子東2丁目
	目的	鉄道の高架化を行い、沿線の道路交通の円滑化及び地域分断を解消し、安全で利便性が高く災害に強いまちづくりを推進するもの
	内容	延長：約4.5km
	施行期間	2024年4月（着手予定）～2040年3月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年3月8日（金）～4月8日（月）
	縦覧場所及び時間	<p>■川崎市 場所：幸区役所（1階）・日吉出張所（1階）・中原区役所（5階）環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分）。土・日曜、祝日は除く。ただし幸区役所では第2・4土曜の午前8時30分～午後0時30分も行います。</p> <p>■横浜市 場所：横浜市環境創造局環境影響評価課・鶴見区役所 時間：午前8時45分～午後5時（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで）。土・日曜、祝日は除く。</p> <p>※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から行います。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例環境影響評価書の閲覧ができます。</p> <p> <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/></p>  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	